

■ 高知県介護事業所認証評価制度 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準
I. 新規採用者の育成体制	(1) 新規採用者育成計画（OJTを含む）の策定、運用	①育成目標、育成手法及び内容等が明確にされた新規採用者育成計画を策定・承認し、運用を始めていること ②計画を策定・承認するための会議等を実施していること ③職員への周知を図っており、指導職員が共通認識をもっていること
	(2) 新規採用者研修（合同、外部研修含む）の実施	①育成計画に沿った研修プログラムを作成、実施していること ②施設外で実施する研修に積極的に参加させていること
	(3) OJT指導者に対する研修等の実施	①OJT指導者等の設置と職員への周知を図っていること ②OJT指導者等を対象とした研修を実施又は受講していること
II. キャリアパスと人材育成	(1) 資質向上目標及び具体的計画の策定、運用	〈1.キャリアパス制度の導入〉 ①キャリアのコースや段階、キャリアアップの仕組みが明確になったキャリアパスを導入し、運用を始めていること ②職員への周知を図っていること ③非正規職員から正規職員への登用ルールの明確化と、全ての非正規職員への説明を行っていること 〈2.人材育成計画の策定〉 ①キャリアパスの内容に沿った育成目標、育成手法及び内容等が明確になった計画を策定・承認し、運用を始めていること ②計画を策定・承認するための会議等を実施していること ③職員への周知を図っていること ④研修プログラムを作成していること

	(2) 人材育成計画に係る研修の実施又は研修機会の確保	①人材育成計画（研修プログラム）に沿った研修を実施又は受講していること ②研修を受講できる環境整備をしていること
	(3) 資格取得のための支援の実施	①資格取得支援を行っていること ②職員への周知を図っていること
	(4) 人材育成を目的とした面談の実施	①面談実施のための手順書（又はシート・様式）を作成していること ②前記①に基づいた面談を実施し、その内容を管理監督者に報告していること
	(5) 給与体系又は給与表の導入	①給与・賞与を支給するための基準・昇給の基準（原則基本給の増）を定め、運用を始めていること ②過去3年間に基準に見合った昇給をしていること ③職員（非正規職員を含む）へ周知していること ④介護職員処遇改善加算（Ⅰ又はⅡ）を算定していること
Ⅲ. 働きやすい職場環境	(1) 休暇取得・労働時間縮減のための取組みの実施	①休みやすい環境づくりに取り組んでいること ②取組内容を検討する会議等を実施していること ③職員への周知を図っていること
	(2) 出産後復帰に関する取組みの実施	①取組みの実施 ②職員への周知を図っていること
	(3) 育児・介護を両立できる取組みの実施	①取組みの実施 ②職員への周知を図っていること
	(4) 健康管理に関する取組みの実施	①取組みの実施 ②職員への周知を図っていること
	(5) ノーリフティングケアの推進に関する取組みの実施	①取組みの実施 ②職員への周知を図っていること

IV. 質の高い介護サービスを 提供するための取組み	体制強化に係る加算の取得	次のいずれかを取得していること ・サービス提供体制強化加算 ・日常生活継続支援加算 ・特定事業所加算
V. 社会貢献とコンプライアンス	(1) 地域や学校との交流	次のいずれかを満たしていること ①地域交流を実施していること ②実習、インターンシップ、ボランティアの受入れ体制を整備していること
	(2) 関係法令の遵守	①社会保険・労働保険に加入し、保険料を納付していること ②労働関係法令、介護保険法令に違反していないこと ③過去5年間行政処分を受けていないこと ④関係法令遵守の誓約書を提出すること

※項目によって、取組内容や活用実績などを公表するものがあります。